

松茂町マスコットキャラクター取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松茂町のマスコットキャラクター「松茂係長」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてマスコットとは、町が定めた基本デザイン(別図)、町長が別に定めるその展開デザイン及び「松茂係長」の呼称をいう。

(使用承認の申請等)

第3条 マスコットを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」使用承認申請書(様式第1号)に必要書類を使用期間の10日前までに町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本町が使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認することができる。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 町の保有する計画に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるものに使用するとき。
- (5) 賭博・ギャンブル(宝くじ、公営競技に係るものを除く)に係るものに使用するとき。
- (6) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの、又はそのおそれのあるものと認められるとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (9) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (10) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (11) 別図に掲げるマスコットの標準型の図柄からデザインを変更、改変するとき。

ただし、著作権者である町に協議し、事前の許諾を得たものは除く。

(1 2) 立体物であるとき。ただし、著作権者である町に協議し、事前に許諾を得たものは除く。

(1 3) その他町長が使用について不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項に規定による申請を承認するときは、松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用者の遵守事項）

第5条 マスコットの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。又、町長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。

(3) 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。

(4) 商標登録出願を行わないこと。

(5) 「松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」」との表記を付すこと。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

(6) 商品等は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

（使用承認期間）

第6条 使用の承認期間は、3年を超えることができないものとする。ただし、更新は妨げない。

（使用料）

第7条 使用料は、当面のあいだ無料とする。

（申請内容の変更）

第8条 使用者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」使用承認内容変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取消し、又は使用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反し、又は違反することが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、マスコットの使用承認取消しについてその理由を明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用物件を使用してはならない。
- 4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第10条 使用者が、マスコットの使用によって使用者本人、又は第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(別図)

